

附属機関等の見直しについて

平成28年3月
企画部企画経営課

1 見直しの趣旨

茅ヶ崎市では、現在、有識者や市民等の意見を市政に反映させる仕組みとして、「附属機関」及び「附属機関に類する機関」を有している。また、個別具体的な課題等に対応するための方針等を策定するにあたり、より広範な知見を活用することを目的として、学識経験者等から意見を聴取する場である「有識者会議」を設置している。

●附属機関等の分類(現行)

茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱 平成26年4月1日施行

| 区 分 | | 設置根拠 | 機 能 | 名 称 | 備 考 |
|--------------------|------------|--------|-------------------|---------------------------|----------------|
| 審議会等 | 附属機関 | 法律又は条例 | 調停、審査、諮問 又は調査 | 調停委員会、審査会、審議会 又は調査会 など | 事務取扱要綱の 対象 |
| | 附属機関に類する機関 | 要綱 | 上記以外 | 附属機関と紛らわしい名称は 用いない | 事務取扱要綱の 対象 |
| 有識者会議 | | 要綱 | 学識経験者等か らの意見聴取 | — | 事務取扱要綱の 対象外 |
| 連絡調整会議、イベント等の実行委員会 | | 要綱 | 連絡調整等 | — | 事務取扱要綱の 対象外 |

見直しの背景

法律又は条例によらない職員以外の外部者が参加した会議体(本市での「附属機関に類する機関」及び「有識者会議」)について、実質的な附属機関であり、条例設置すべきとする下級審の裁判例が複数ある。

また、本市においては、昨年、要綱設置の「134号沿線の活性化に関する有識者会議」について住民監査請求が出され、当該会議体は「実質的な附属機関であり、違法である」との判断を受けた。

見直しの方向性

要綱設置の機関の適法性については、学説が分かれているが、監査委員の意見を受けて、「附属機関に類する機関」及び「有識者会議」の考え方の整理及び見直しを行う。

2 附属機関及び附属機関に類する機関の整理 (茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱の改正)

これまで「附属機関に類する機関」及び「有識者会議」に分類され、要綱により設置されている会議体については、実質的な運営状況に照らして、「附属機関」「懇談会」「連絡調整会議、イベント等の実行委員会」に分類し、実質的な附属機関であると判断される場合には、条例化する。

●定義

附属機関： 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

懇談会： 市が抱える個別具体的な課題に対し、学識経験者等の意見を聴取し又は助言を求め、行政目的を達成する際の参考とする場として要綱を根拠に設けられるもの。(機関ではない。)

連絡調整会議、イベント等の実行委員会： 次ページ参照

●設置・運営に関する考え方

| | 附属機関 | 懇談会 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------|
| 名 称 | 審査会、審議会、調査会 等 | 左記以外 (附属機関と紛らわしい名称は用いない) |
| 委員の構成 | 学識経験者や公募市民等、原則として本市職員以外の者により構成※ | |
| 設置根拠 | 法律又は条例 | 要綱等 |
| 会議の方式 | 合議し、その結果を答申、報告、建議 (両論併記を含む) | 行政運営上の意見交換、懇談等 (合議はしない) |
| 委嘱の有無 | あり(任命行為) | なし(依頼—承諾) |
| 委員の身分 | 非常勤特別職(地公法第3条第3項第2号) | 地公法上の位置づけなし |
| 予算措置 | 報酬 | 報償費(謝礼) |

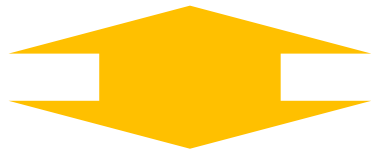
※市職員は、法令等に定めのある場合や、その専門的知識が必要である場合等特に必要がある場合を除き、原則として附属機関の委員に任命しない。

3 茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱（改正後）の対象

● 茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱（改正後）の対象

附属機関： 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関。

懇談会： 市が抱える個別具体的な課題に対し、行政機関職員以外の有識者等の意見を聴取し、**行政目的を達成する際の参考とする場**として要綱を根拠に設けられるもの。（ただし機関ではない。）



対象外

市の会議体のうち、市の内部組織であり、外部の団体ではないもののうち、下記のいずれかに該当する会議体は、**「連絡調整会議、イベント等の実行委員会」**として分類し、名称の如何を問わず**「茅ヶ崎市審議会等設置等事務取扱要綱」の対象とはしない。**

- 市の施策を円滑に推進するために、主として関係行政機関や関係団体、市民団体との連絡調整を行うもの
- イベントの実施、啓発等を目的とするもの
- 市の職員のみで構成されるもの
- 市の職員の研修、研究等を主な目的とするもの

4 「附属機関」「懇談会」の判断基準

前提条件

- 1 市の会議体のうち、市の内部組織であり、外部の団体ではないもののうち、①市の施策を円滑に推進するために主として関係行政機関や関係団体、市民団体との連絡調整を行うもの、②イベントの実施、啓発等を目的とするもの、③市の職員のみで構成されるもの、④市の職員の研修、研究等を主な目的とするものを除いたもの。
- 2 学識経験者や公募市民等、主に本市職員以外の者により構成され、要綱等により設置されている会議体（職員が加わる場合も含む。）。



判断基準

- ① 長の諮問等に応じ、調停、審査、諮問、調査等を行う。（少なくとも、住民の権利義務に影響を及ぼす権限行使の前提となる調停、調査、諮問等を行う機関については、附属機関に当たると解する。）

* 審査：一定の事項について結論を導き出すために、その内容をよく調べること（一定の判断を下し結論を出すこと。）

* 審議：執行機関の諮問に応じて調べ議論すること（合議体において議論し検討すること。）

* 調査：事実関係を調べること

（地方自治の機構〈地方自治総合講座3〉（ぎょうせい）380p）

- ② 会議体が合議制であり、委員長、会長、議長等の代表者、議決方法等が存在する。
- ③ 会議体の意見として集約し、長へ報告、答申等を行う。

実質的な運営状況・役割により判断

上記判断基準に該当

上記判断基準に該当しない

附属機関（条例設置）

懇談会（要綱設置）

5 附属機関に類する機関・有識者会議と見直しの方向性①

| | 名 称 | 所 管 課 | 見直しの方向 |
|----|---------------------------------|----------------|------------------------|
| 1 | 第2次ちがさき自転車プラン推進連絡協議会 | 安全対策課 都市政策課 | 附属機関 |
| 2 | 道の駅整備推進有識者会議 | 産業振興課 | 平成28年3月31日 廃止 |
| 3 | ちがさき市民大学企画運営委員会 | 文化生涯学習課 | 連絡調整会議、イベント 等の実行委員会 |
| 4 | 茅ヶ崎市自立支援協議会 | 障害福祉課 | 懇談会 |
| 5 | 茅ヶ崎市養護老人ホーム入所判定委員会 | 高齢福祉介護課 | 附属機関 (第1回定例会対応済) |
| 6 | 茅ヶ崎市母子保健事業検討会 | こども育成相談課 | 連絡調整会議、イベント 等の実行委員会 |
| 7 | 茅ヶ崎市予防接種事業等検討会 | こども育成相談課 | 連絡調整会議、イベント 等の実行委員会 |
| 8 | 茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人選考委員会 | 保育課 | 附属機関 |
| 9 | 茅ヶ崎市小規模保育事業運営法人選考委員会 | 保育課 | 附属機関 |
| 10 | 茅ヶ崎市放課後の学びの場の創出事業実施事業者 選定委員会 | 保育課 | 附属機関 |
| 11 | 茅ヶ崎市地域公共交通会議 | 都市政策課 | 附属機関 |

5 附属機関に類する機関・有識者会議と見直しの方向性②

| | 名 称 | 所 管 課 | 見直しの方向 |
|----|---------------------|------------------|--------|
| 12 | 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会 | 都市政策課 | 附属機関 |
| 13 | 茅ヶ崎市住まいづくり連絡協議会 | 都市政策課 | 附属機関 |
| 14 | 倫理委員会 | 病院総務課 | 附属機関 |
| 15 | 茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会 | 病院総務課 地域医療連携室 | 附属機関 |
| 16 | 治験審査委員会 | 医事課 | 附属機関 |
| 17 | 茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会議 | 企画経営課 | 附属機関 |
| 18 | 茅ヶ崎市指定管理者評価会議 | 企画経営課 | 附属機関 |
| 19 | 茅ヶ崎市提案型民間活用制度審査委員会 | 企画経営課 | 附属機関 |

- 附属機関に位置付けるもの： 14(うち一つは対応済)
- 懇談会とするもの： 1
- 連絡調整会議、イベント等の実行委員会とするもの： 3
- 廃止するもの： 1

新たに附属機関に位置付けるものは、平成28年第2回定例会に提案する